【巻末資料１】回答画面と設問内容

死体検案料に関する意識調査

厚生労働科学研究事業「死因究明等の推進に関する研究（研究代表者：細川秀一）」では、平成26年以降、数度にわたり、死体検案料に関する調査を積み重ね、支払い基準を整理し、具体的な算定例を検討いたしました。（これまでの研究成果については日本医師会ホームページに掲載しております。）

このアンケートは、算定基準が適切なものかどうかを研究班として判断し、総括的な検証を行ったうえで、その成果を国及び各地域の地方協議会等の議論に還元することを目的に、現在、実際に検案を実践している医師を対象に実施するものです。

各地域において、死体検案を行う環境等実情は異なっているものと思われますが、実践しておられる直近の実務に照らし、以下の考え方と具体的な算定例が適切なものであるかどうかにつき、ご意見をいただけましたら幸いです。

令和6年3月

研究代表者　細川秀一（日本医師会常任理事）

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

次へ　1/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム



死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の質問です

回答キーの入力

回答キーを入力してください *

回答を入力

戻る　次へ　2/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム



死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

※ 追跡調査についての確認

本調査において得られた結果をもとに、さらに分析が必要の際には、ご回答者に詳細を伺う（追跡調査）場合がございます。追跡調査へのご協力を頂ける方におかれましては、メールアドレスをご入力願います。（調査の際は、個人が特定されない方法にてお伺いします。）

<追跡調査にご協力いただける場合のみ> メールアドレス入力欄

回答を入力

戻る　次へ　3/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の質問です

1　ご回答いただく方の背景についてお尋ねします。

年齢 *

- 1. 20代
- 2. 30代
- 3. 40代
- 4. 50代
- 5. 60代
- 6. 70代
- 7. 80代以上
- 8. 無回答

性別 *

- ○ 1. 男性
- ○ 2. 女性
- ○ 3. 無回答

○どのようなお立場ですか(該当するものをすべて選んでください) *

- ☐ 1. 医療機関の開設者、管理者
- ☐ 2. 1以外の勤務医
- ☐ 3. 研究者(法医学教室、病理学教室など)
- ☐ 4. 警察の検視・死体調査（以下、「検視等」という。）に立ち会う「警察医」「検視立会い医」「協力医」など
- ☐ 5. 監察医(常勤、非常勤を問わず)

戻る　次へ　4/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の質問です

○ご所属の施設について

所在地（主な勤務先を 1 つお選びください） *

選択

種別 *

- ○ 1. 病院
- ○ 2. 有床診療所
- ○ 3. 無床診療所
- ○ 4. 監察医務機関、研究機関 (大学法医学教室等) 等
- ○ 5. その他

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

＜種別＞ で「5. その他」を選択した方は、内容をご記入ください。

回答を入力

戻る　次へ　6/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の質問です

○ご所属の施設について

施設の開設者 *

- 1. 国 (独立行政法人を含む)
- 2. 都道府県、市町村 (大学の開設者を除く)
- 3. 公的機関(日赤、済生会など)
- 4. 社会保険関係
- 5. 私立学校法人、国立大学法人、都道府県等(大学の開設者)
- 6. 財団法人、社団法人
- 7. 社会福祉法人
- 8. 医療法人
- 9. 個人
- 10. その他

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

＜施設の開設者＞で「10. その他」を選択した方は、内容をご記入ください。

回答を入力

戻る　次へ　8/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の質問です

○検案業務との関わりについて、年間検案数・頻度、経験年数をお答えください。

令和5年1月～12月末までの1年間における検案経験数 *

- 1. 0件
- 2. ～約10件（月1回程度）
- 3. ～約20件（月2回程度）
- 4. ～約50件（週1回程度）
- 5. ～約100件（週2回程度）
- 6. ～約200件（週2回程度）
- 7. 約201件～（2日に1回以上）

検案業務のご経験年数 *

- ○ 1. 未経験
- ○ 2. 1年未満
- ○ 3. 1年以上5年未満
- ○ 4. 5年以上10年未満
- ○ 5. 10年以上
- ○ 6. その他

戻る　次へ　9/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

＜検案業務のご経験年数＞で「6. その他」を選択した方は、内容をご記入ください。

回答を入力

戻る　次へ　10/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

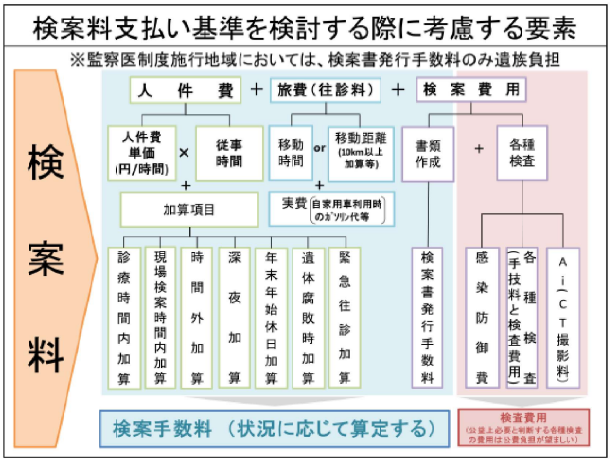
Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

2　本研究班では、各地の実態等を踏まえ、遺族の求めによる死体検案・検案書発行に係る料金について令和3年度の報告書において提示した考え方をもとに、このたび下図のように整理しました。以下ではその考え方についてお尋ねします。

※本調査内で引用される価格については、皆様のご意見を伺ううえで、算定例としてお示しするものであり、検案料金として確定されるものではありません。



図A　検案料支払い基準の検討（厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「死因究明等の推進に関する研究」令和３年度総括研究報告書掲載のものを一部修正

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の質問です

2－1．具体的な金額について

図Aの算定要素ごとに具体的な金額の一例を示しました。
前提：警察からの検視等の立会い要請にもとづき、遺体発見場所（住居等）に警察車両で出務。警察からは立会い謝金として3,000円程度の支払いがあり、これに続き、遺族からの求めによる検案書の発行をする場合を想定。

- 基本検案料 15,000 円
- 文書作成料 5,000 円
- 往診料 10 キロまで 7,000 円、10 キロ超 10,000 円
- 診療時間内加算（本来の診療時間を割いて検案に対応した場合 2,000 円）
- 現場検案時間内加算（現場での検案が 1 時間以上のとき 1,000 円、30 分ごとに 1,000 円）
- 時間外加算（診療時間後～午後 10 時、午前 8 時～診療時間開始前、2,000 円）
- 深夜加算（午後 10 時～午前 8 時、5,000 円）
- 年末年始休日加算（3,000 円）
- 緊急往診加算（通常の診療時間内に外来診療を中断して往診を行った場合 10 キロまで 4,000 円、10 キロ超 5,000 円。診療時間外に往診を行った場合 10 キロまで 7,000 円、10 キロ超 10,000 円。当番日以外で深夜に往診を行った場合 10 キロまで 14,000 円、10 キロ超 20,000 円。）

※某政令指定都市「行旅死亡人死体検案料・支払基準」を参考に作成。記載の金額はすべて税別価格。なお、東京都のうち 23 区以外の地域（監察医制度のない地域）における検案料は、都が負担しており、検案1件につき、平日 35,382 円、休日・土曜 44,230 円、5 月連休（GW）53,077 円、年末年始 70,764 円が支払われる（令和 5 年度予算による、東京都リーフレットより引用）。また、遺体腐敗時には、別途加算を設けるという考え方も研究班において指摘された。

上記の具体的金額について適切かどうかご回答下さい。 *

- ○ 1. 概ね適切
- ○ 2. 適切ではない

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

＜上記の具体的金額について適切かどうかご回答下さい。＞で「2. 適切ではない」を選択した方は、理由をご記入下さい。

回答を入力

戻る　次へ　13/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

2－2． 算定例について

図A に示した加算要素と考え方をもとに具体的な設例と算定例を2つお示しします。
○次ページの算定例ア・イについて各々適切かどうかご回答下さい。

戻る　次へ　14/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の質問です

＜算定例アについて＞

ア：診療時間内に警察から連絡があり、警察車両にて隣町（7 キロ）の在宅死の現場に向かい、検案を行った。独居で生前の情報に乏しかったが、高血圧の既往があることは判明。協力病院にてＣＴ撮影したところ、明らかに死因と評価できる脳幹出血が認められ、脳幹出血を死因とした（所要時間２時間。別途、警察からの立会い謝金 3,000 円程度の支払いがある）。
⇒
検案料合計 30,000 円程度（参考内訳：基本検案料 15,000 円程度＋往診料 7,000 円程度＋現場検案時間内加算 3,000 円程度＋文書作成料 5,000 円程度）

＜算定例アについて＞ *

- ○ 1. 概ね適切
- ○ 2. 適切ではない

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

＜算定例アについて＞で「2.適切ではない」を選択した方は、理由をご記入ください。

回答を入力

戻る　次へ　16/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の質問です

＜算定例イについて＞

イ：年末年始の深夜、警察から連絡があり、警察車両にて遠方（40 キロ）の不審死の現場に行き、検案を行った。死因判定は困難であった（所要時間２時間。別途警察からの立会い謝金 4,000 円程度の支払いがある）。
⇒
検案料合計 53,000 円程度（参考内訳：基本検案料 15,000 円程度＋往診料 10,000 円程度＋年末年始休日加算 3,000 円程度＋緊急往診加算深夜加算 20,000 円程度＋文書作成料 5,000 円程度）
※記載の金額はすべて税別価格。

＜算定例イについて＞ *

- ○ 1. 概ね適切
- ○ 2. 適切ではない

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

＜算定例イについて＞で「2.適切ではない」を選択した方は、理由をご記入ください。

回答を入力

戻る　次へ　18/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の質問です

3． 災害時の検案について

大規模災害において、現行の災害救助法の考えによれば、検案は、原則として救護班が行うこととされており、具体的には、警察からの協力要請にもとづき検視等の立会いをし、これに続いて検案を行う場合が考えられます。この場合において、救護班として活動を行う限りは、日当のみの取扱いとなります。また当研究班としてはこのような状況の検案ではご遺族に金銭的な負担が生じないようにすべきと考えています。このような報酬のあり方について、どのようにお考えですか。（災害救助法にもとづいて、救護班として活動をする場合には25,000円程度の日当が支払われているものとします。）

<日当への考え方> *

- ◯ 1. 現行の日当は災害に伴う検案への報酬として十分である
- ◯ 2. 現行の日当は災害に伴う検案への報酬として改善の必要がある
- ◯ 3. その他

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

<日当への考え方> で「3.その他」を選択した方は、内容をご記入ください。

回答を入力

戻る　次へ　20/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の質問です

＜日当への考え方＞で「2.現行の日当は災害に伴う検案への報酬として改善の必要がある」を選択した方は、理由をご記入ください。

回答を入力

日当についてどのような考え方が適切でしょうか。一つお選び下さい。 *

- ○ 1. 現行の日当の考え方で問題ないが金額が少ない
- ○ 2. 1日毎の日当に加えて検案一体ごとの報酬を加える
- ○ 3. 1日毎の日当に加えて検案一定数に応じた報酬を加える
- ○ 4. その他

戻る　次へ　21/26 ページ　フォームをクリア

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

＜日当についてどのような考え方が適切でしょうか。一つお選び下さい。＞で、「1.現行の日当の考え方で問題ないが金額が少ない」を選択した方へお尋ねします。

※具体的な日当額のご意見があればご記載ください

（1）1日あたり【A】円程度

回答を入力

戻る　次へ　22/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

＜日当についてどのような考え方が適切でしょうか。一つお選び下さい。＞で、「2.1日毎の日当に加えて検案一体ごとの報酬を加える」を選択した方へお尋ねします。

※具体的なご意見があればご記載ください

（2）一体あたり【A】円程度

回答を入力

戻る　次へ　23/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

＜日当についてどのような考え方が適切でしょうか。一つお選び下さい。＞で、「3.1日毎の日当に加えて検案一定数に応じた報酬を加える」を選択した方へお尋ねします。

※具体的なご意見があればご記載ください

（3）概ね【A】体毎に

回答を入力

（3）【B】円程度

回答を入力

戻る　次へ　24/26 ページ　フォームをクリア

死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

＜日当についてどのような考え方が適切でしょうか。一つお選び下さい。＞で、「4.その他」を選択した方へお尋ねします。

「4.その他」を選択した方は、内容を記載してください。

回答を入力

戻る　次へ　25/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム



死体検案料に関する意識調査

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

４． その他、検視等の立ち会い、死体検案などの業務をめぐる待遇、身分保障、感染防御などの安全対策や検案における料金負担のあり方等について、また、死因究明体制全体のあり方等について、ご自身の地域の実情や、ご意見・ご要望などがあればぜひご記入ください。

※こちらの設問が最後となりますので、ご登録頂きましたら最後に【送信】ボタンの押下をお願いいたします。

回答を入力

戻る　送信　26/26 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社電算 内部で作成されました。 不正行為の報告

Google フォーム

